

件名

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件

金融庁
財務省告示第 号
経済産業省

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年財務省令第一号）
内閣府
経済産業省

）第八十六条の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年財務省告示第三号）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から適用する。

令和六年 月 日

金融庁長官 栗田 照久

財務大臣 鈴木 俊一

経済産業大臣 齋藤 健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定

と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

各 出 終	各 出 編
<p>(四半期の開示事項)</p> <p>第六条 規則第八十六条に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項のうち、自己資本の充実の状況に関する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>二 [略]</p> <p>[号を削る。]</p> <p>三～十三 [略]</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、<u>同項第二号</u>に掲げる事項は別紙様式第四号により、<u>同項第三号</u>に掲げる事項は別紙様式第六号により、<u>同項第五号</u>に掲げる事項は別紙様式第七号(連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。)により、<u>同項第六号</u>及び<u>第十号</u>に掲げる事項は別紙様式第八号により、<u>同項第七号</u>及び<u>第十三号</u>に掲げる事項は別紙様式第九号により、<u>同項第八号</u>に掲げる事項は別紙様式第五号(第一面及び第二面に限る。)により、<u>同項第十一号</u>に掲げる事項は別紙様式第五号(第三面及び第四面に限る。)により、それぞれ作成するものとする。</p>	<p>(四半期の開示事項)</p> <p>第六条 [同左]</p> <p>一 [同左]</p> <p>二 貸借対照表の科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第一号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</p> <p>三 [同左]</p> <p>四 自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が前号の自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第四号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明</p> <p>五～十五 [同左]</p> <p>2 前項第一号に掲げる事項は別紙様式第一号により、<u>同項第二号</u>に掲げる事項は別紙様式第十号により、<u>同項第三号</u>に掲げる事項は別紙様式第四号により、<u>同項第四号</u>に掲げる事項は別紙様式第十一号により、<u>同項第五号</u>に掲げる事項は別紙様式第六号により、<u>同項第七号</u>に掲げる事項は別紙様式第七号(連結自己資本比率を算出する場合の自己資本比率告示第十四条各号の算式における分母の額に係る事項にあつては、第一面に限る。)により、<u>同項第八号</u>及び<u>第十二号</u>に掲げる事項は別紙様式第八号により、<u>同項第九号</u>及び<u>第十五号</u>に掲げる事項は別紙様式第九号により、<u>同項第十号</u>に掲げる事項は別紙様式第五号(第一面及び第二面に限る。)により、<u>同項第十三号</u>に掲げる事項は別</p>

<p>[項を削る。]</p>	<p>紙様式第五号（第三面及び第四面に限る。）により、それぞれ作成するものとする。</p> <p><u>3</u> 第一項第二号及び第四号に掲げる事項については、対象となる四半期の末日を基準日とする貸借対照表及び連結貸借対照表が金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十四条第一項若しくは第三項の規定に基づき有価証券報告書、同法第二十四条の四の七第一項の規定に基づき四半期報告書又は同法第二十四条の五第一項の規定に基づき半期報告書において公表される場合を除き、記載することを要しない。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	